

平成29年 第22回  
教育委員会臨時会会議録

平成29年11月24日（金）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2485号

平成29年第22回臨時会

日 時 平成29年11月24日(金) 午前11時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第83号 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)
- 2 議案第84号 港区立幼稚園教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校選択希望制集計結果について
- 2 港区スポーツセンターサブアリーナの臨時休止について
- 3 生涯学習推進課の12月事業予定について
- 4 図書館・郷土資料館の12月行事予定について
- 5 12月指導室事業予定について
- 6 港区幼稚園教職員の勤務手当に関する規則の一部改正の概要について
- 7 港区幼稚園教職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第22回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

なお本日、他の公務の関係で私と学務課長は11時半頃に退席させていただきます。退席後の進行は教育長職務代理者の小島委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、学務課長は途中退席となりますので本日の日程を変更しまして、先に教育長報告事項1の「学校選択希望制集計結果について」を案件とし、その後審議事項1から審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。この進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

また平成29年度職員給与改定に関しまして、平成29年11月22日特別区長会と特別区職員組合連合会による労使交渉が妥結されたことに伴いまして、条例及び規則の改正が必要となったため、本日当日追加になりました案件がございます。

審議事項2の「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、教育長報告事項6「港区教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」、それから教育長報告事項7「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」が、当日追加となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。

本日の署名委員は薩田委員にお願いいたします。

## 日程第2 教育長報告事項

### 1 学校選択希望制集計結果について

○教育長 日程第2、教育長報告事項です。「学校選択希望制集計結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1でございます。平成30年4月新入学児童・生徒の学校選択希望制集計結果と抽選の実施について報告をいたします。

表のページが小学校の集計結果です。1の「学校選択希望制集計結果」をご覧ください。

グレーに塗られているところが今年度の抽選実施校でございます。御成門小、芝小、御田小、それから本村小、東町小の5校が抽選実施校となっております。昨年度と比較いたしますと高輪台小が抽選校ではなくなりまして、新たに御成門小学校が抽選校となったため、昨年度同様5校が抽選実施校となっております。

1の小学校の集計結果をご覧ください。まず表の見方ですけれども、例えば一番上の御成門小学校で言いますと、受け入れ上限数が60名、入学希望が93名となっております。入学希望者の内

訳といたしましては、通学区域内が77名、通学区域外からの選択希望者が16名となっており、そのうち兄弟の優先枠の2名を除外すると抽選対象者が14名となります。

なお入学希望者数には、通学区域内の選択希望票の未提出者や私立小学校受験者等の区立学校以外への入学予定者を含んでおりますので、私立小学校等の入学者が決定すると減っていきます。過去の統計から4月までにどのくらいの人数に収まるかというのは大体把握してございますので、それらを計算いたしまして、受け入れ上限数を超えてしまうところを抽選校として決定しております。

次に裏面、中学校になります。抽選実施校は昨年度と同様、三田中学校と高松中学校の2校となっております。三田中学校の入学希望者の合計数が昨年度は234名でしたが、今年度は230名ということで4名減っております。一方高松中学校ですが、昨年度の293名から、今年度は345名ということで52名希望者が増えております。ただこれは通常の増減の範囲内ということで、平成22年からこの2校のみでの抽選が続いております。

なお、この集計結果につきましては、本日11月24日金曜日から学務課や各学校での掲示、それから港区ホームページで公表する予定でございます。また、抽選対象の方には公表と同時に個別に通知をしております。

抽選は12月4日月曜日に行います。区役所5階で、小学校については午前10時から、中学校については午後1時半から公開で実施いたします。最終的には1月に各ご家庭に就学通知を発送し、正式に認定ということになります。

説明は以上でございます。

○教育長 2番は概要の説明ありましたが3番の説明はしなくてもよろしいのですか。

○学務課長 失礼いたしました。2番の抽選実施につきまして、日程については先程の説明のとおりでございます。(3)の対象のただし書きのところです。御成門小、それから芝小、本村小への入学を希望し、平成30年4月以降も引き続き兄弟が希望校に在籍する方は抽選対象から除外いたします。抽選対象除外人数は御成門小で2名、芝小で3名、本村小で4名となっております。

3番、抽選を実施しない学校についてのところをご覧ください。学校選択希望票の提出の締切日は郵送ですと11月10日の消印まで有効ですが、窓口持参の場合は11月13日までに提出された方については、希望票に記入した学校に入学ができます。平成29年11月14日以降の転入・転居によりこれから希望票を提出される方は、抽選を実施しない学校については通学区域外から選択希望することができます。ただし通学区域内への今後の転入者によりまして、入学希望者が大幅に増加した場合については、選択希望の受付を停止する可能性がございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問お願いしたいと思います。

確認ですが、小学校は兄弟の優先枠があるけれども中学校はないということですか。

○学務課長 おっしゃるとおり、ございません。

○小島委員 御成門小学校の場合、例えばの話なのですが、受け入れが60名で希望者が93名、そのうち通学区域内が77名で区域外からの希望が16名ということで、これは通学区域内の希望者77はもちろん当然入れるわけですね。

それで、今までの統計というか経験値から言って、さらに通学区域内の77名はもう皆受け入れて、通学区域外からの16名のうちの14名について抽選するということですよ。そうすると通学区域外からの14名抽選して何名入れるのでしたか。

○学務課長 この77名のうち先程ご説明したとおり私立に行かれる方もいらっしゃいますので、通学区域内といえども数はどんどん減っていく予定です。さらに、そうは言っても受け入れ上限数は60と決めてございますので抽選という形になるのですけれども、どのくらい通学区域内の77が減っていくかにもよるのですが、兄弟優先枠を除いた14名が対象となります。

12月4日の抽選時には、14名の方にあらかじめ選択希望分の通し番号を振ってはありますので、抽選機で回してその番号が出た順番に待ち行列を決めていく、そういうイメージでおります。最終的にどのくらい入れるかというのは、今の時点ではなかなか申し上げることは難しいかなと思っています。

○小島委員 私立なり何なり行く人の見極めが必要なのですね。12月4日に抽選して「はい、この人」というのではないのですね。

○学務課長 はい、その時点ではまだ決まらないです。

○小島委員 順番待ちを決める抽選をやるということですね。

○学務課長 そうということです。その順でどんどん繰り上がっていきます。

○小島委員 そうすると抽選で1番から14番まで決めて、大丈夫だというのが分かり次第繰り上げていくと。

○学務課長 そうです、個別に連絡を差し上げて、繰り上げましたというご連絡をとることになります。

○小島委員 分かりました。最終的にいつ頃決まるのですか。

○学務課長 2月2日までに決まります。

○教育長 今のに関連してですが、御成門小の例で言うと、60名受け入れて通学区域内の方が60名以上になった場合は、兄弟優先枠の2名も入れないということですよ。

○学務課長 通学区域内の方が60名を超えるということは想定してないのですけれども、もし万が一そうなった場合については学区域の方だけという形になります。

○小島委員 分かりました。そうすると抽選というのは順番だけで、入れるのだよという順番とは違うのですね。

○学務課長 ええ、違います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 東町小学校の抽選対象者枠が31で(11)になっている。この「※3」でも解説が載っているのですけれども、ちょっと意味が分からないので説明してください。

○学務課長 東町の通学区域外の選択希望は31名おまして、そのうちの内数ですけれども11名については兄弟優先枠、さらに東町小の場合、国際学級の入級予定の優先枠もありますので、この11名の中に、兄弟優先枠と国際学級の優先枠両方含んだ数字として11名ということになっています。

○教育長 もう一つ確認ですが、先程の御成門小学校受け入れが60名で、通学区域内が例えば59名とすると、兄弟優先枠は2人なので、そのどちらを選ぶのですか。

○次長 一応受け入れというのは1クラス30名なのですが、35名まではOKです。

○学務課長 受け入れ上限数に余裕を持たせて60という形をとっているのです。基本的には1クラス35名までは受け入れが可能ですので、そういう場合は2名とも受け入れることになります。

○教育長 70名は可能ということですか。そうすると69名になった場合はどうするのですか。

○学務課長 御成門については学区内の、これまでの過去3年の入学率から計算しますと大体52名という形を今のところ想定しています。70名になることはまずあり得ないと考えています。

○教育長 そうかも知れませんが、仮になった場合はどうするのですか。

○指導室長 一応40人学級が最大の上限でございますので、35から教員を張るというだけの話ですから問題はありません。77人全員を受け入れることはできます。ただ転入生が来た場合は学級増ということで手続に入っていくことになると思います。

○教育長 学級増ですか。

○小島委員 そうすると東町の65というのは、60ではなくて65というのは何か国際学級と関連があるのでしょうか。それとも全然関係ないのでしょうか。

○学務課長 小島委員のおっしゃるとおりでございます。南山小も同じですが、国際学級の関係で5名増にしてあります。

○小島委員 南山と東町は国際学級の関係で65にしていると。そうするとぎりぎりになりますね。

○教育長 基本的に30名×何クラスでやっていると思いますが、東町と南山は分かったのですが、受け入れ上限数がそうではない学校もありますよね。これはどういう理由でそうしているのですか。

○学務課長 例えば上から3番目、赤羽で言いますと3クラスを想定してやっているのですが、一応受け入れ上限数は、30年度の年度内の転入者を予定しながら余裕を持たせて上限数を決めており、35掛ける3クラスと言うと105名までは受け入れられる形になっています。ただ余裕を持たせる関係で受け入れ上限数としては90名です。

その下の芝浦で言いますと、7クラス想定で受け入れ上限数を考えています。35掛ける7クラスで行きますと245名まで受け入れが可能なのですが、年度内の転入者を見込みながら余裕を持たせて225という形で受け入れ上限数を決めている次第です。

○教育長 芝浦小、白金小、白金の丘小、港南小は、30の倍数ではないですが、それはなぜかということですか。

○学務課長 白金で言いますと125名という受け入れ上限数にしているのですが、これは35名掛ける4にすると140名という形になります。その140名にちょっと余裕を持たせた形で125という、そういう上限のつけ方です。

○教育長 35が基本ということなら、ほかのところも最初からそのようにしておけばいいのではないですか。例えば御成門小も70にしておけばいいのではないですか。要するに30の倍数と35の倍数というのが混在している根拠はなぜですかということですか。

○学務課長 前回の教育委員会でご説明差し上げたかもしれないですが、小学校の場合ですと、6年間の通学圏の転入を見込みながら受け入れ上限数を低く設定しているということで、2学級の場合は定員は70名なのですが、転入見込みを10名見込んでいて、70引く10という形で60名を受け入れ上限数としています。それぞれ学級数によって考え方を考えていまして、3学級の場合は35掛ける3学級の105名の定員なのですが、転入見込みを15人と見込んで90名としております。4学級の場合は140人、4学級掛ける35の140なのですが、転入見込みを15人と見込んで125名としているという考え方です。

○教育長 そうするとクラスごとに上限数の算定方法を決めているということですか。

○学務課長 そういうことになります。6学級と7学級については、定員数引く転入見込みを20名という形で考えていますので、それぞれ6学級の場合は190人、7学級の場合は225名という受け入れ上限数を設定しております。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○小島委員 先ほど室長の言った、人数が多ければ学級増やせばいいのだというのが強烈に残ってしまったので、いいのかなと。

○指導室長 プレハブ校舎をつくってでも自動的に受け入れざるを得ないので。

○小島委員 それはそうですね、学区内の人が増えたら。分かりました。

○田谷委員 中学はお台場が少ないですね。

○小島委員 田谷委員の言ったとおり私も思いましたが、お台場学園には今回18名しか希望が出なかったということですか。

○学務課長 お台場は、今年の港陽小の6年生の児童数が45人という非常に少ない数で、また港陽中の学区の希望者が三田中とか御成門中を選択していることが多く、三田中が今回抽選対象になっていますので、もし抽選から漏れた場合は港陽に戻ってくる可能性もございます。

○小島委員 あともう一つ、赤坂中は76名希望者がいるので2クラスですか。

○学務課長 学校ともご相談させていただいた上で受け入れ上限数を35という形で決めており、入学希望者は76なのですが、私どもの想定では1クラスに収まる想定をしております。

○小島委員 区域外に出してしまうのですか。

○学務課長 赤坂の学区は私立に流れる方が非常に多く、他の中学校の場合も半分とか数ががらっと減ることが多いのですが、赤坂の学区はその傾向が特に顕著にあらわれております。

○学校施設整備担当課長 一応今赤坂中の仮設校舎を計画しているのですが、1クラス増えても対応可能といった形で進めております。1年生は2クラスで、それを上がると2年生が2クラス、3年生1クラス。今度新しい1年生が2クラスで上がっても、教室利用を考えればそれは対応可能ということで、今それで検討しています。

○小島委員 教室の2クラス、どうしても子どもが来たらどうするのというのを聞こうと思ったんだけど、絶対大丈夫なのですか。

○学校施設整備担当課長 絶対大丈夫です。

○小島委員 その次の年も。

○学校施設整備担当課長 次の年も。

○小島委員 仮設3年でしょう。そうすると、まあ大丈夫だと。

○学校施設整備担当課長 今は算数少人数教室としているのを普通教室に変えて、運用で何とか対応すれば大丈夫です。

○小島委員 この間の説明だと赤坂の仮設は各学年1クラスだとおっしゃっていましたね。だからこれが各学年1クラスを予定していたと。

○学校施設整備担当課長 現在予定しているのは、普通教室は4クラスです。そして、算数少人数教室とか特別教室を兼用したり多少コンパクトにはしているのですが、例えば今言った算数少人数教室などを普通教室に変えて、その算数少人数をほかの場所で兼用したり、そこは何とか運用で対応できるというようには考えております。

○小島委員 3年間1クラス、1クラス、1クラスになるような考えで募集するのだと聞いたような気がしたのですが、それが2クラス、2クラス、2クラスだと、結構足りなくなるのではないのかなと。

○学校施設整備担当課長 正直2クラス2クラス1クラスだととりあえずめどは立っているのですが、2クラス2クラス2クラスだとちょっと正直厳しい状況ではあります。

そこは先程の多目的室とかほかの教室を、ローリングするなり何なりする方向で考えていかなければいけない。そういう状況になったときには、そこは検討していかないといけないというのがあります。

○小島委員 そうなった場合でも、何とかほかの部屋を転用してできそうかどうかということですか。分かりました。

○山内委員 この表は色々考える非常に重要な資料なので、ある意味で通学区域外を選択できるというのは区民にとって選択肢を増やすことであり、学校に対しては質を上げる努力をすることか個人的なことをやれるようにするという意味では大事だと思います。

一方で、ではこれを見て例えば区域外の区立小学校、区域外の区立中学校に特に動くような地区、学校エリアってどこなのかっていうのも、実は丁寧に分析をする必要があるだろうと思うのです。今日の本題とは離れますけれども、つまりもしかしたらそういう学校はせっかくいい努力をしても、それがうまく伝わっていないという可能性もある。

もしかしたらもう少しサポートする必要があるかもしれません。そういうところを丁寧に分析していく、また特に出ているところについて何が課題であって、それに対してどういうサポートをすればいいのかというのを検討していくということも、とても大事な局面なのかなと思って今拝見していましたがけれども、その点はいかがですか。

○学務課長 小学校の場合は、今の学校選択希望制については隣接の学区内だけで、子どもたちの通学上の安全に配慮した上でという形でなっているのですが、それでも選ばれる学校とそれ程でもない学校というのがデータを見ると出てきておりますので、もう少し指導室とも色々相談しながら、学校にフィードバックできる部分についてはやっていきたいと考えております。



○教育長 よろしいですか。今非常に重要な指摘です。児童が出ていったところ、学校として何か課題があるのかないのか。今住んでいるところは別に問題はないけれど、自分としては違う学校に行きたい、違う魅力があるからということもあるし、それは分析が必要だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 入学の希望のお手紙が郵送で届いて、アンケートと一緒に入っていますよね。選択理由とかそういうものを記入する欄はどこかにあり、今山内委員がおっしゃったようなところの分析にはつながっているのでしょうか。

○学務課長 アンケートは各校からとっているのですけれども、それは4月入学以降にホームページで公表する形をとっております。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 公表は公表で良いですが、きちんと分析しているのですね。

○学務課長 しっかりと内容について分析した上で、指導室とも相談し学校にフィードバックするような形をとりたいと思います。

○小島委員 この点は、その学校の校長先生の見解とか色々なことを話し合った方がいいと思いますよね。だからそういう機会を一度設けたらどうでしょうか。

○学務課長 今の小島委員ご指摘の点も含めて、検討させていただきます。

○教育長 ほかによろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 日程第1 審議事項

### 1 議案第83号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長 次に日程を戻しまして、日程第1 審議事項に入ります。議案第83号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

### 2 議案第84号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第84号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第84号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。資料の構成ですが、まず条例の案文、そして別表の給料表、そして資料ナンバー2-2で条例の新旧対照表、資料ナンバー2-3が今回の改正内容の説明資料となっております。

既に10月11日に特別区人事委員会が行いました職員の給与に関する報告及び勧告の概要につきましては、10月24日の教育委員会でご報告させていただいたところでございます。その後、特別区職員労働組合連合会との交渉の結果、11月22日に勧告の内容どおり妥結いたしましたので、本日議案として提出させていただきます、ご審議いただくものです。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正については、改正内容が全部で3点ございます。

それでは、資料ナンバー2—3をご覧ください。初めに(1)の給与についてでございます。概要の部分でございますが、民間給与との差、公民格差を解消するため、給料表を0.13%程度引き上げる改定をいたします。改定する適用日につきましては平成29年の4月1日に遡及して適用いたします。給料表は資料ナンバー2の2ページをご覧ください。各1級から4級までの給料月額を、条例第6条の別表に基づいておりますので、こちらの給料表を改正するものとなっております。

2点目は概要1の(2)の部分になりますが、平成29年度の期末勤勉手当についてです。民間企業における特別給の支給状況を勘案いたしまして、条例の30条で規定しております年間支給月数、勤勉手当を0.1月引き上げまして4.5月といたします。引き上げ分につきましては勤勉手当に割り振ることといたしております。施行期日につきましては改正条例の公布の日としております。勤勉手当については6月と12月に分けて、支給をしておりますが、既に29年度については6月分の支給を終えておりますので、引き上げ分の0.1月については本年の12月の勤勉手当に割り振ることといたします。

3点目、平成30年度の期末勤勉手当についてです。平成29年度の改正では支給月数の引き上げ分0.1を全て12月の勤勉手当に割り振りますが、平成30年度については、引き上げ分の0.1月を6月の勤勉手当と12月にそれぞれ0.05月割り振ります。勤勉手当の支給月数の改定を行う施行期日につきましては平成30年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**○教育長** 説明は終わりました。

それでは、私はここで、公務で退席させていただきます。これから以降の進行につきましては、教育長職務代理者の小島委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○教育長職務代理者** 分かりました。

それでは、ただいまの庶務課長のご説明に対して、何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

この件につきましては前々回の教育委員会で報告いただいて質疑をしましたので、よろしいでしょうか。

分かりました。では、採決に入りたいと思います。議案第84号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**○教育長職務代理者** ご異議がないようですので、議案第84号については原案どおり可決することと決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告事項

### 2 港区スポーツセンターサブアリーナの臨時休止について

○教育長職務代理者 続きまして、日程第2教育長報告事項に入ります。「港区スポーツセンターサブアリーナの臨時休止について」ご説明願います。

○生涯学習推進課長 「港区スポーツセンターサブアリーナの臨時休止について」、資料ナンバー2を用いてご報告させていただきます。

まず報告内容でございますが、照明器具交換工事を行うため、港区のスポーツセンターのサブアリーナを臨時休止させていただきます。臨時休止の期間でございますが、平成30年3月11日の日曜日から30年3月16日金曜日までを予定しております。

理由については照明器具の交換工事を行うためということで、告示日についてはこの11月29日水曜日を予定しております。また利用者への周知方法については「広報みなど」への掲載、港区や港区スポーツセンターのホームページへの掲載、コミュニティ情報誌「キスポーツ」への掲載、そのほかスポーツセンター内や各地区総合支所でのお知らせやみなどコールによる案内を予定しております。

また資料の2枚目に、参考資料といたしまして、サブアリーナの様子を添付させていただいております。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等はございますか。

このサブアリーナの照明器具の交換というのですが、照明器具の交換というのはどの程度の頻度でやるようになっていきますか。

○生涯学習推進課長 こちらの照明なのですが、LEDを採用しており、通常でしたら8年間耐用できますので、その8年ごとぐらいに交換することになります。

○教育長職務代理者 ほかに何か質問は。よろしいですか。

それでは、よろしいですか。この報告は以上とさせていただきます。

### 3 生涯学習推進課の12月事業予定について

### 4 図書館・郷土資料館の12月行事予定について

### 5 12月指導室事業予定について

○教育長職務代理者 続きまして、「生涯学習推進課の12月事業予定について」「図書館・郷土資料館の12月行事予定について」「12月指導室事業予定について」、この3件の定例報告については配布資料のとおりですが、この案件について何か質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。それではこれらの報告事項は以上とさせていただきます。

### 6 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について

○教育長職務代理者 続きまして、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要

について」ご説明をお願いいたします。

**○庶務課長** それでは、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」ご説明させていただきます。資料ナンバー6をご覧ください。

先程ご審議いただきました給与条例の改正について第4回の区議会定例会で条例改正議案が議決されました場合、本規則の一部改正をする必要が生じます。条例改正議決後、速やかに規則改正が必要となりますので、改めて教育委員会でご審議・ご決定をいただく必要がございます。本日はその一部改正の概要についてご報告をさせていただきます。

本規則の第4条で支給割合について規定をしております。勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、平成29年度については先程申し上げましたとおり、12月に割り振って上乘せして0.1月分を支給する予定でございますが、平成30年度の勤勉手当につきましては、6月と12月の2回に支給しております勤勉手当のところにそれぞれ0.05月割り振り、支給するというので、支給規則を改正するものでございます。

項番の2改正の時期についてです。平成29年度適用分については、条例の一部を改正する条例が区議会で議決された後、速やかに教育委員会でご審議をいただきます。平成30年度適用分につきましては、今年度中に改めまして教育委員会でもたご審議をいただき、ご決定いただく予定でございます。

項番3の施行期日につきましては、平成29年度適用分については公布の日、平成30年度適用分については平成30年4月1日を予定しております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

**○教育長職務代理者** ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

この件につきましても条例の改正に基づいて必要な規則を改正するということですので、内容的にはよろしいですかね。

よろしいですか。ではこの報告事項は以上とさせていただきます。

## 7 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について

**○教育長職務代理者** 続きまして、「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」ご説明願います。

**○指導室長** では、資料ナンバー7をご覧ください。「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」ご説明を申し上げたいと思います。

先程の議案第84号と同様に、特別区人事委員会による給与等の勧告に伴いまして条例が改正されました。それに伴いまして港区の幼稚園教育職員の給料表の改定が行われます。今回こちらの指導室で上げているものについては給料表が変わることによって、昇格時等の対応表についても改定を行う必要があるということでございます。

例えば前年度まで副園長だった者が、副園長は3級職なので3級のいくつという数字があります。それを昇給した後に4級になるわけですがけれども、4級のいくつになればいいのかということとこれを定めている一覧表をつくることとなります。その際に昇格・昇給したにもかかわらず、等

級が上がったのにもかかわらず給料が下がらないように、その対応を一覧で分かるような表をつくるということが大きな目的でございます。

それにつきましては今回の条例が改正後速やかに決定をしていくこととなります。なお施行日は公布日ということでございまして、適用日は本年度、29年度4月1日にさかのぼって給料表については対応表を変えていくということになりますので、今年度のその差額についてはまた支給していくということになります。

以上、甚だ簡単ではございますが、概要の説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

これも条例の改正その他、対応する規則の改正ということですので、よろしいでしょうかね。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、その他何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長職務代理者 それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会を12月12日火曜日、午前10時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

皆様、ご苦労さまでした。

(午後11時45分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子